

○後志広域連合地域包括支援センターの職員等に係る基準 を定める条例

〔平成26年12月 1 日〕
条例第 3 号

改正 平成29年 3 月 3 日条例第 2 号

改正 平成30年 8 月31日条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な基準を定める。

(目的)

第 2 条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(員数)

第 3 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。なお、第 1 号被保険者の数は、法第117条第 1 項に規定する後志広域連合介護保険事業計画において見込まれる第 1 号被保険者の数とする（次条において同じ。）。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1 人

2 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数が6,000人を超える場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、第 1 項に規定する職員の員数に加え、第 1 号被保険者の数から6,000人を減じた上で、別表に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じた人員を加えた員数とする。

(員数の例外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表に定めるところによることができる。

(1) 第 1 号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを

設置することが必要であると後志広域連合地域包括支援センター運営協議会（次条に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）において認められた場合（運営）

第5条 地域包括支援センターは、後志広域連合地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（後志広域連合地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 後志広域連合地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表（第3条、第4条関係）

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第3条各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	第3条各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第3条第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第3条第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人